

令和8年10月9日

令和6年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【文書指摘】

令和6年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 鳥取県立博物館の耐震改修について（総務部・教育委員会）…………… 3 頁
- 2 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業及び新たな工賃向上プラン実現加速化事業について（福祉保健部）…………… 3 頁
- 3 鳥取県いじめ問題検証委員会について（地域社会振興部）…………… 4 頁
- 4 電気事業の一層の経営改革について（企業局）…………… 5 頁

指摘事項	対応状況	令和8年度事業名・予算額
1 鳥取県立博物館の耐震改修について 鳥取県立博物館については、能登半島地震を踏まえ、早急な耐震改修が必要であるとし、これまで県有施設・資産有効活用戦略会議や博物館協議会等において、議論が重ねられてきましたが、長期に及ぶ休館や改修費用が高額になることを理由に改修の検討に時間を要している状況であります。 耐震改修にあたっては、文化庁との協議を継続するとともに、建物の老朽化対策や設備更新などと一体的に施工できるよう検討を進める必要があります。 また、史跡上の工事となるものの民間活力の導入可能性について再検討し、特に参入意欲を有する事業者への丁寧な聞き取りを行い、意向や提案内容を的確に把握した上で、工期やコスト縮減に向けた手法を幅広く検討すべきであります。 さらに、他県における改修の民間活用の事例等を広く調査し、効果的かつ実効性の高い手法を検討することも重要であります。 日々、多くの県民が利用し、貴重な収蔵品が保管されている施設にも関わらず、耐震性能が不足し、設備が老朽化した状態が継続していることは大変深刻な問題であり、改修に多額の費用を要するとはいえ、県民の理解が得られるよう、工期やコスト縮減に向けたあらゆる手法について、スピード感をもって検討を進めるべきであります。	県立博物館の改修については、令和5年度から基本計画の検討に着手し、総務教育常任委員会や博物館協議会に素案を提示したところ、概算工事費45億円、休館期間38カ月との見通しに対して様々な意見をいただいているところです。 早期に耐震改修に着手すべきとの前提に立ちつつ、他県における改修の民間活用事例のほか、休館期間や工事費の縮減を可能とする手法の有無も含めて調査を実施中であり、4月から5月にかけて実施した民間事業者4社のヒアリング状況については、「物価上昇の現状では、PFI導入に伴う着手までの期間の長期化がコスト増加要因となること」、「耐震改修と設備更新の一体施工の方が効率的であること」等を県有施設・資産有効活用戦略会議（5月28日開催）及び県議会総務教育常任委員会（6月9日開催）で報告したところです。 その後もヒアリングを行い、改修手法等に係る民間事業者の意向を確認できたことから、耐震改修と設備更新の一体施工を基本とし、資材高騰等による概算事業費や収蔵品移転の整理を行って、基本計画とりまとめをした上で、設計費の予算上程に向けて進めてまいります。	—
2 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業及び新たな工賃向上プラン実現加速化事業について 令和6年度から計画期間6年間の「第4期鳥取県工賃向上計画」が開始され、平均月額工賃の年2.2%以上の伸び、工賃支払総額8億7,676万円以上などを目標とし、「新たな工賃向上プラン実現加速化事業」が実施されたところです。 しかし、令和6年度の同事業の利用実績は、環境整備事業2件、生産性向上事業2件、文化活動等による利用者の就労意欲向上事業0件、支援員の能力向上事業1件と、極めて少ない結果となりました。	新たな工賃向上プラン加速化事業補助金の令和6年度利用実績は5件にとどまりましたが、令和7年度は22件、令和8年度は17件（令和8年8月31日時点）と増えてきています。 また、県内全ての就労継続支援B型事業所に実施したアンケート結果を踏まえ、商品の広報・販売促進に係る経費や季節ごとのイベント開催等の福利厚生の実施に係る経費を新たに補助対象に追加するとともに、経営コンサルタント等の専門家派遣により経営上の助言を受けた事業所に対し補助率及び補助上限額の引き上げを行うなど、令和8年度当初	・障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業 51,189 千円

指摘事項	対応状況	令和8年度事業名・予算額
事業の更なる周知と併せ、事業所等を通じて利用者の意見をよく聞き、就労意欲向上のための余暇活動を支援対象にすること等も含め、工賃向上につながる事業となるよう改善すべきであります。 また、県内事業所の平均工賃は、最高 94,431 円、最低 3,164 円と大きな開きがあり、平均工賃向上には、低い事業所の底上げも含め県内事業所の受注機会の拡大が必要です。一方、「障害者優先調達推進法」による県の目標や実績は上がっており、県庁内体制を整えて、県が今以上に発注機会を創出し、平均工賃アップに積極的に貢献すべきであります。	予算で補助制度の見直しを行ったところであり、本補助金をさらに多くの事業者にご利用いただき、さらなる工賃向上につなげていきます。 さらに、障害者優先調達推進法に基づく県から障がい者就労施設等への優先調達については、名刺の作成や県有施設の清掃作業、お土産品としてのお菓子の購入など積極的に障がい者就労施設への発注を行っているところですが、近年の発注実績額は 2,200 万円前後で推移していることから、新たに会議でのコーヒー提供業務の発注を始めたほか、今後、県の刊行物・公文書のデジタル化作業の発注を行う予定です。引き続き、発注可能な業務の掘り起こしと庁内の横展開に取り組んでいきます。	
3 鳥取県いじめ問題検証委員会について いじめ問題検証委員会は、大津市のいじめ自殺事案を契機に、学校・教育委員会以外の第三者的視点で事実関係を調査・検証する目的で平成 24 年に制度化されました。同年、本県では独自に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談専門員が被害児童生徒・保護者の意向に沿って対応し、解決に向けた支援・助言を行っており、これにより解決するケースも多数あるということではありますが、いじめ問題検証委員会は、一度も設置、開催されていないのが現状です。 毎年いじめ防止対策推進法第 28 条に規定される重大事態に該当する事案が発生し、当該学校、教育委員会において、第三者による調査組織が設置される案件は発生しています。 いじめ問題検証委員会は、学校、教育委員会、市町村の調査組織における調査結果等に不服がある場合に再調査を行う組織ですが、これまで一度も開催されていなかった背景に、制度の周知不足や検証の申し立てがしづらい環境があったのではないかと懸念されるところです。 調査結果等に不服がある場合には、いじめ問題検証委員会において再調査が可能であることについて、市町村立学校や私立学校での案件も含めて対象者へ積極的に周知することを徹底するなどし、実効性のある制度とすべきであります。	当該検証委員会については、県でチラシを作成し、県教育委員会や各市町村教育委員会及び市町村を訪問し、学校現場での周知について協力依頼を行ったほか、県とりネット（ホームページ）での周知を図っています。 引き続き、市町村教育委員会等と連携しながら、保護者、児童生徒に検証委員会の情報が直接届くようチラシ配布や県の広報媒体等での紹介など周知を積極的に行います。 またこれまで、いじめの重大事態が発生した場合、学校や県教育委員会が調査を行い、詳細な報告書を作成したのちに知事部局へ発生の報告がされていたため日数を要していたものを、今後は重大事態の認定後、原則 7 日程度で報告がなされることとし、早い段階から事態の情報共有を図り、県教育委員会と知事部局がこれまで以上に連携して参ります。その上で、県教育委員会等が設置する第三者委員会の調査結果に不服がある場合は学校関係以外でも検証する仕組みがあることを、保護者等当事者に、直接、説明・周知することとします。 なお、このたび当事者からの申し入れに基づき、令和 8 年 2 月 18 日に「第 1 回鳥取県いじめ問題検証委員会」を開催し、これまで 3 回の会議を開いて検証を行っているところです。引き続き、実効性のある制度となるよう丁寧に対応してまいります。	・鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業 2,011 千円

指摘事項	対応状況	令和8年度事業名・予算額
4 電気事業の一層の経営改革について 企業局の電気事業は、電力の安定供給や地産地消、地球温暖化対策に貢献してきましたが、令和6年度決算において3年連続の赤字となる9億3,344万円の純損失を計上しています。令和5年7号台風被害や機器の故障による複数の水力・風力発電所の運転停止等が重なり電力料金収入が大きく減少した影響もあるとは言え、看過できない状況となっています。 ついては、発電所毎の収支計画や災害・故障・経営環境の変化等のリスクを踏まえた経営シミュレーションの精緻化など、令和7年3月に策定された「鳥取県企業局改革プラン」に基づく具体的取組を出来ることから早急に実施し、一層の経営改革に取り組むとともに、今後、策定を予定している「鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）」（計画期間：令和9年度～18年度）にも適切に反映すべきであります。また、鳥取放牧場風力発電所については、風車3基のうち、2号機が復旧に高額な費用を要する不具合により令和5年12月から運転停止しており、民間譲渡の公募を行っても採算性が見込めないとして応札がなかったこと、その後、3号機も同様の不具合により運転停止となっていること、さらに県内における風力発電の先駆けとして平成17年に設置されて以来、再生可能エネルギーの普及や県民等への環境教育において一定の役目を果たしてきましたが、令和8年8月のFIT期間終了に合わせた解体撤去に向けて早急に取り組むべきであります。	現在、令和7年3月に策定した「鳥取県企業局改革プラン」に基づき、発電所毎の大規模修繕、再整備計画及び物価上昇等を見込んだ発電所別収支見通しを作成し、発電所毎の今後のあり方を検討しているところであります。 検討内容については、次期鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）の策定において、外部有識者等の意見を取入れながら適切に反映してまいります。 なお、次期鳥取県企業局経営戦略プラン（仮称）については、今年度、電気事業の包括外部監査を受けており、また工業用水道事業の民間活力等導入可能性調査を実施していることから、これらの結果を反映した計画とするため、現在取り組んでいる鳥取県企業局経営プランを1年延長し、令和9年度中の策定を予定しています。 また、鳥取放牧場風力発電所については、県内における風力発電の先駆けとして平成17年に設置して以来、再生可能エネルギーの普及や県民等への環境教育において一定の役目を果たしてきましたが、令和8年8月のFIT期間が終了したことから、現在、年度内の機体の撤去完了に向け、解体作業を行っています。	・経営プラン評価委員会開催費 861 千円 ・【新規】風力発電所撤去費 218,900 千円 ・【新規】風力発電所除却損 227,299 千円